

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

① 法人名称	学校法人 船田教育会
② 設置大学名称	作新学院大学
③ 担当部署	法人事務局総務課
④ 問合せ先	houjin@sakushin-u.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和 8 年 3 月 3 0 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 8 年 3 月 3 1 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.sakushin-u.ac.jp/disclosure/page.php">https://www.sakushin-u.ac.jp/disclosure/page.php</a>
⑧ 本協会による公表	承諾する

**【備考欄】**

作新学院大学は「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>」に準拠し、同コードに対する実施状況について自ら点検し、その結果を公表します。

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明
該当なし	

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明
該当なし	

**様式Ⅱ****Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況****原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立**

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神である「作新民」の実現を踏まえた基本理念及び教育目標等について、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーを踏まえた教育課程の編成を行っており、各学科においてシラバス等を用いて授業の到達目標、授業計画、成績評価方法など教育内容・方法を明確にしている。また、自己点検・評価による評価結果に基づき、関係する各委員会等において、教育の質の向上や修学環境の整備を行っている。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は大学の管理・運営全般の職務を担っており、加えて理事会の構成員となっていて、学校法人の業務の執行にも当たっている。また、複数の学長補佐を配置し、学長の職務を補佐している。更に、学部長、学科長を置き、学部・学科の運営について処理している。以上のように教学組織の適切な分散と責任の明確化を図っている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	大学における教育研究等の状況を点検評価する自己点検評価委員会、教学関係の審議等を行う教務委員会や学生部委員会等、また大学の管理運営について審議する運営委員会など、各組織体は教職員で構成されており、教職協働体制により教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を行っている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教育方法の改善および教員の資質向上のためFDを毎年実施している。また、教職員個々の質向上および組織運営の強化を図るため、SDを実施している。

**原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理**

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性	建学の精神を踏まえ、本学の使命・目的を達成するために期間5年の中長期計画を策定し、これを推進する

のある計画の策定	ために毎年具体的な事業計画書を作成している。
実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	内部質保証における基本方針実現のため、自己点検・評価委員会を中心に策定された自己点検評価書に基づき、中長期計画の進捗状況を管理・報告しており、その結果をホームページで公表している。

### 原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づき、社会の要請に応えられる知識や豊かな人間性を併せ備えた職業人の育成のため、学生、社会人、留学生に対し修学の機会を提供している。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元できるように努める。産学官の組織連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学等の結節点として機能している。

### 原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供している。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現、女性活躍推進の観点から、教授等への女性の登用、事務職における管理職登用などを行っている。

### 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、私立学校法に基づいた理事の資格及び構成を定めており、理事の選任は評議員会で行うこととしている。また、理事会において理事長を選任し、この法人を代表しその業務を総理すると定めている。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為において、理事会の招集、運営、決議の方法を定めて運営しており、透明性を確保している。また評議員会との関係について、決議を要するものを明確化しており、諮問機関としての意見等も十分に踏まえ

	ながら協働体制に基づく運営を行っている。
<b>実施項目 3-1③</b>	<b>説明</b>
理事への情報提供・研修機会の充実	理事への情報提供は適宜適切な方法により行っており、日本私立大学協会主催のものを含め、様々な研修に参加している。

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

<b>実施項目 3-2①</b>	<b>説明</b>
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、評議員会で監事を選任することとし、監事の独立性を確保している。また、会計監査人の選任議案は監事が決定し、評議員会で選任すると定めており、いずれに関しても選任の明確化および選任過程の透明性を確保している。
<b>実施項目 3-2②</b>	<b>説明</b>
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	内部統制システム整備の基本方針を定め、法人事務局が両者の媒介を担う形で、監事及び会計監査人が的確かつ効率的に連携している。
<b>実施項目 3-2③</b>	<b>説明</b>
監事への情報提供・研修機会の充実	大学における意思決定機関の主要議事録や、理事会・評議員会議事録などについて電磁的方法を含め、送付して行っている。また、文部科学省より提供される監事研修などを使用し、監事への研修機会を確保している。

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

<b>実施項目 3-3①</b>	<b>説明</b>
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、私立学校法に基づいた評議員の構成を定めており、職員、卒業生及び学識経験者の各評議員について、全て評議員会において定めるとしている。
<b>実施項目 3-3②</b>	<b>説明</b>
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において、評議員会の職務、開催、招集、運営、決議について明確に定めており、透明性を確保したうえで、理事会との協働体制が構築されている。
<b>実施項目 3-3③</b>	<b>説明</b>
評議員への情報提供・研修機会の充実	自法人運営の適切性判断に必要な情報に関し、理事会における議案資料や報告内容など、教学面をはじめ広範な情報の提供を行っている。

### 原則 3-4 危機管理体制の確立

<b>実施項目 3-4①</b>	<b>説明</b>
------------------	-----------

危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理基本マニュアル及び学校感染症発生時の対応マニュアルを整備し、また、リスク・危機管理に迅速に対応・対処できるよう、危機管理規程を設け、必要に応じて学長を統括責任者として危機管理会議を開催し、緊急時等における対応を決定できる仕組みを構築している。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令等を遵守し、法人および短大の運営に努めている。また、人権等擁護のため設けられた「キャンパスハラスメント防止等に関する規程」を受け、ハラスメント調査委員会を設置するとともに、ハラスメント防止研修を実施するなど、不祥事防止に努め、また、発生時に速やかな対応ができるよう努めている。

#### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	高等教育の大きな担い手として、公共性が高いことを認識し、法律に基づく教育研究に資する情報、学校法人に関する情報のほか、法律に基づかないものでも自らの判断において積極的な情報公開に努めている。
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学のホームページにおいて、情報公開事項を一か所にまとめて表示するほか、受験生・在学生・卒業生・企業の方など、ステークホルダーごとに情報をまとめるなど、求める情報にアクセスしやすい工夫を行っている。

#### II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	